

こども福祉関係債権管理業務に係る会計年度任用職員（特定事務）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

各区役所、支所において、保育料、母子父子寡婦福祉資金貸付金等債権にかかる以下の業務を行う。

- ・訪問による徴収、納付勧奨
- ・電話等による納付勧奨
- ・債務者の居所、財産等の確認
- ・上記に付随する書類作成・整理等の内部事務（Word, Excel 等を使用）

3. 応募資格

- ・債権管理業務又は折衝業務に従事した経験がある人
 - ・公租公課の滞納がない人
 - ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※年齢、学歴は問いません。
- ※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。
(4回まで最長5年)

5. 勤務条件等

(1) 基本給

月額：約193,015円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

※基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 諸手当等

期末手当、時間外勤務手当、通勤手当（上限あり）等

(3) 勤務時間・日数

6時間／日（他休憩60分）・週5日（週30時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市内の各区役所、支所及びその管内全域（一部管外での外勤あり）

※複数の区役所、支所を担当していただきます。担当区役所、支所は採用後に決定します。

※移動は公共交通機関を使用。訪問に伴う階段昇降、遠距離の徒歩移動があります。

(7) 福利厚生

健康保険（共済）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・當利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など)
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

6. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式は問いません。写真貼付要）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「9. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

令和8年1月20日（月）～令和8年2月3日（火）必着

7. 選考方法

- ・履歴書による書類選考の上面接を実施し、合格者を決定します。
- ・事前課題（下記様式参照。パソコン作成・手書きいずれでも可）を作成し、必ず面接日に持参してください。
- ・面接予定日 令和8年2月13日（金）

事前課題（HPにデータ添付）

8. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。

9. 問い合わせ・書類提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市こども家庭局子育て支援課 担当 鵜澤・西田
電話 (078) 322-0249 (直通)
※平日 9時から 17時まで受付 (12時~13時を除く)